

目標達成に向けた主な取組内容(案)

※今後、目標達成に向けた取組事項を協議するが、現時点で想定される主な取組内容を挙げることとする。

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

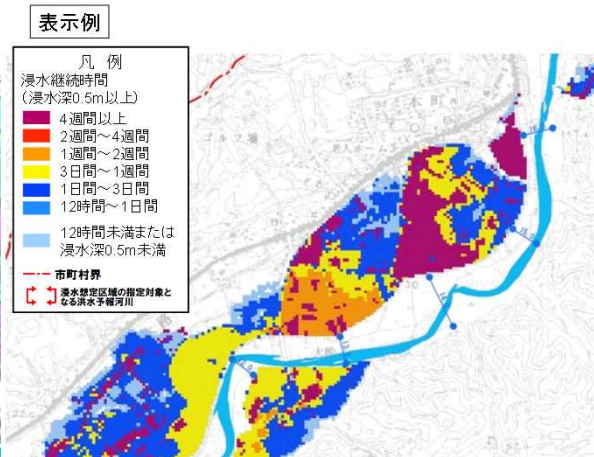
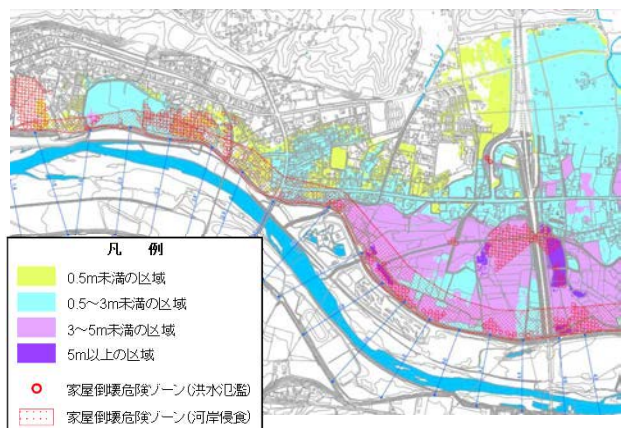
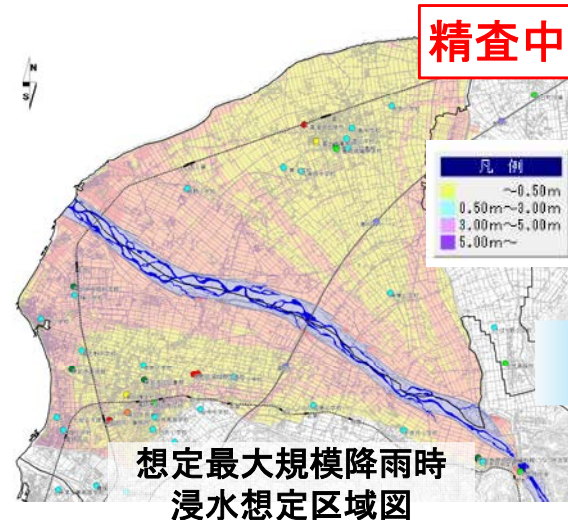
○想定最大規模降雨時の氾濫情報(浸水想定区域図・浸水継続時間図・家屋倒壊等氾濫想定区域図等)を公表

河川管理者

【各基礎データを作成】

- ・浸水想定区域図
- ・浸水継続時間図
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域図

※H28年度出水期前に公表を目指す。



市町

第3回水害ハザードマップ検討委員会資料による
水害ハザードマップの地図面の例

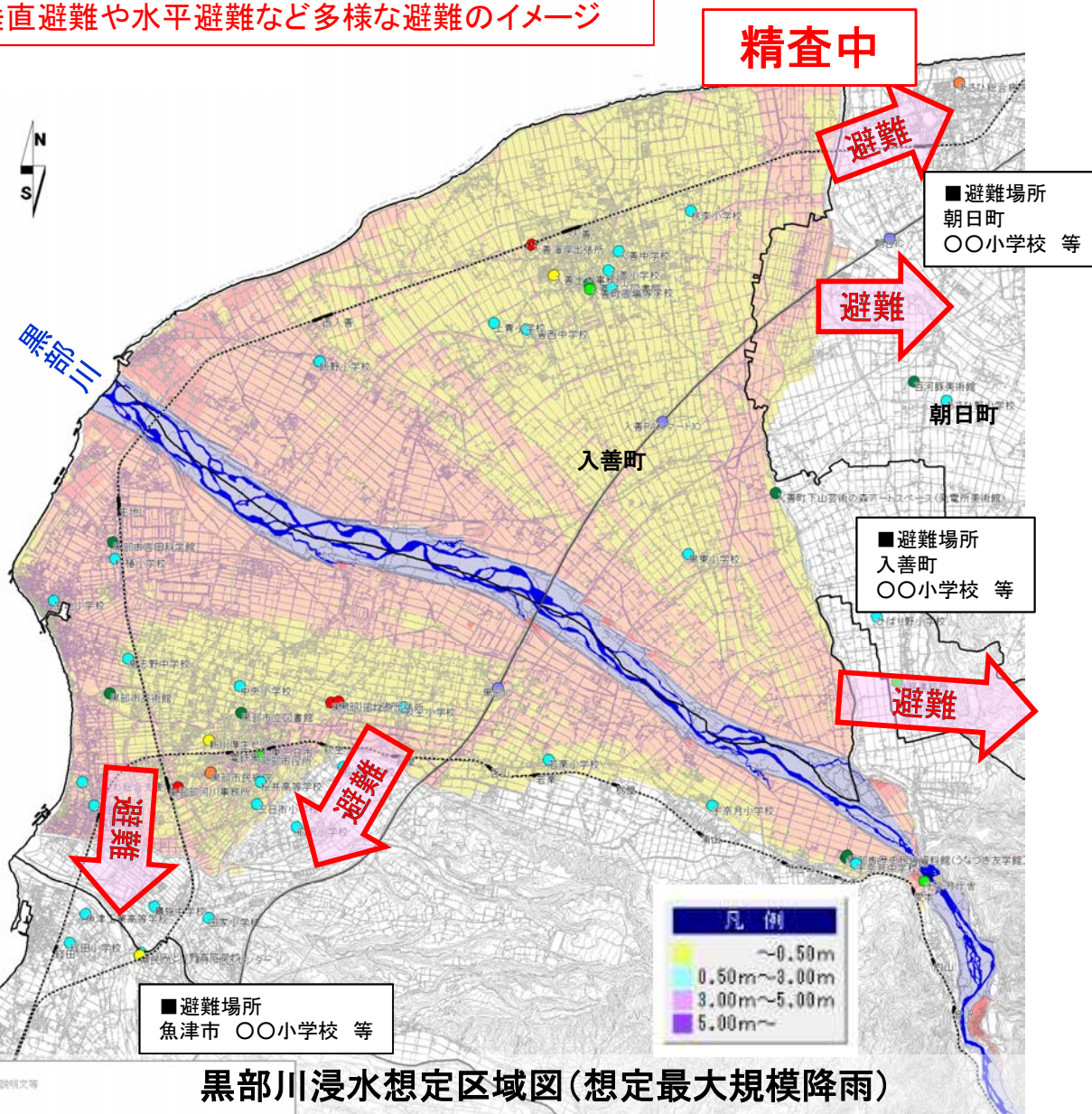


1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

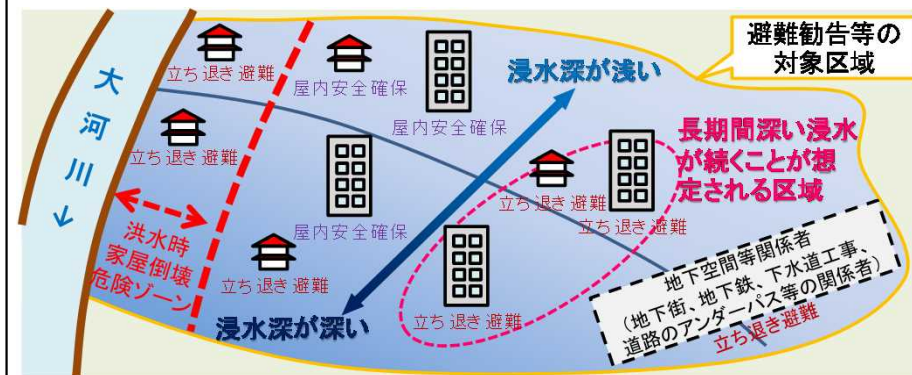
○広域避難計画やタイムラインの精度向上、避難所の再設定 など

垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【避難等に関する新たな視点】

- ◎複数地点での破堤を想定した大規模氾濫の発生を想定
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」明示
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「長期浸水区域」明示
- ◎上記を踏まえた避難の検討



避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

地域防災計画や
ハザードマップへ反映

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

●水防法第15条の3に基づく要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の策定に努めることについて、さらなる要配慮者施設管理者への働きかけを進めるとともに避難訓練等により課題を抽出するとともに関係機関との連携を深める必要がある。

※ 水防法第15条の3:

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

※浸水想定区域内の要配慮者利用施設数

黒部市:62施設

(「黒部市地域防災計画 資料編」より、浸水想定区域内の要配慮者関連施設数)

入善町:28施設

(「入善町地域防災計画 資料編」より、浸水想定区域内の保育所・福祉等施設数)

朝日町: 0施設

(浸水想定区域内の保育所・福祉等施設数)

7-3 要配慮者関連施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	黒部川	吉田川	高橋川	黒瀬川	布施川	土砂災害
1	生地こども園	生地中区242	57-1357	○					
2	石田こども園	石田6510	54-1320	○					
3	村椿保育所	吉田253	57-1395	○					
4	三島保育所	三日市1151	54-0440	○		○			
5	荻生保育所	荻生2718	54-1643	○		○			
6	苔栗保育所	苔栗1320-1	54-1014	○					
7	東布施保育所	阿弥陀堂529	58-1050					○	○
8	下立保育所	宇奈月町 下立827	65-0053	○					○
9	黒部愛児保育園	三日市295-6	52-4516	○					
10	三日市保育所	三日市2454-3	54-1064	○					
11	大布施保育所	金屋68	54-1642	○					
12	うらやま保育園	宇奈月町 浦山1254	65-0043						○
13	ちびっこきらら保育園	堀切1388-2	54-5177	○					
14	中央児童センター	金屋464-1	54-4007	○					
15	東部児童センター	三日市2581-1	52-4670	○		○			
16	黒部子育て支援センター (メルシー内)	新牧野311	57-0485	○					

1. 避難活動等の取組

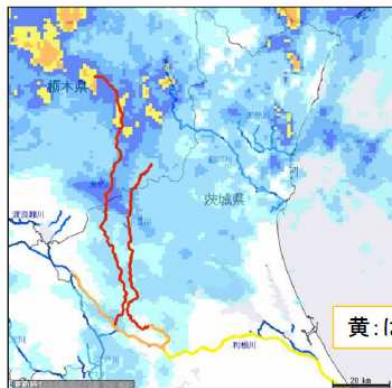
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

○平成28年3月より、「川の防災情報」をよりわかりやすくリニューアル

○川の防災情報では水位の表示となっている。黒部川現況流量と基準流量のわかりやすい表示への改良が必要

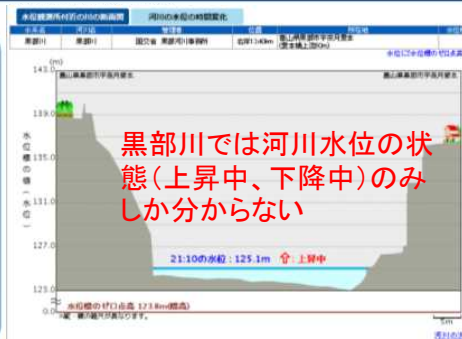
川の水位や雨の現在の状況がわかります。

- ・水位の変化に応じて予警報が発表されると川の表示の色が変わります。
- ・カメラのアイコンをクリックすると、現在の川の状況をカメラ画像で確認することができます。
- ・レーダーによる雨の状況もわかります。



川の水位で現在のはん濫の危険性がわかります。

- ・川の水位が上昇している時は水位情報と共に↑:上昇中の表示がされます。
- ・近くの川の水位が高いほど、身近ではん濫する可能性が高まります。
- ・はん濫の危険性が高くなっている川の近くでは、身の安全の確保を図るなど、適切な防災行動をお願いします。



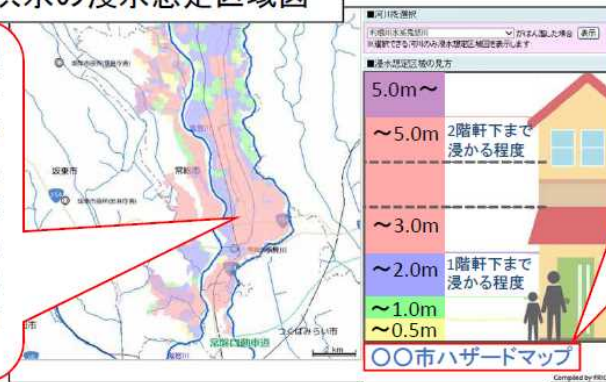
パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

洪水の浸水想定区域図で、仮にはん濫したらどこがどのくらい浸水する危険性があるかがわかります。

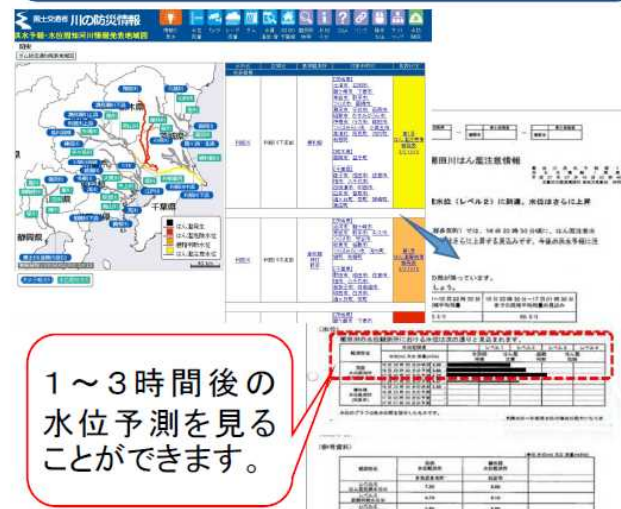
洪水の浸水想定区域図

想定最大の規模や、100年に一度の大雨などではん濫した場合に浸水が想定される範囲と浸水の深さを示した図です。



クリックすると避難所の位置などが入った「各市町村の水害ハザードマップ」を見ることができます。

川の水位に応じた予警報の詳細な情報も見ることができます。



いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます。

GPS機能により、即座にあなたがいる場所の状況を表示できます。



1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○小中学生を対象とした水防災教育の実施、まるごとまちごとハザードマップの表示 など

水防災教室の開催

河川における自然や治水の歴史など、地域の災害リスクや防災への取組への理解を深め、自然災害から命を守るために必要な心構え・知識・判断力・行動力を養うことを目的として取組を実施



水防災教室

まるごとまちごとハザードマップの表示

「まるごとまちごとハザードマップ」とは？

洪水・内水・高潮の各浸水想定区域図及び水害ハザードマップを担うものとして、まちなかに標識等として、浸水深の情報や避難行動に関する情報を設置することをいい、水防法第14条第3項及び第15条第3項に基づく措置の一部となるものである。

水防活動の体験



1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○住民1人1人が正しい避難等の判断できるよう、災害種別毎の「災害・避難カード」を作成

● 災害・避難カード(●●地区××)			
	避難行動 (避難する場所)	この情報が出たら、準備が 整い次第、避難開始	この情報が出たら、 ただちに避難
津波			
A川のはん濫	市民会館	はん濫注意情報	はん濫危険情報 はん濫警戒情報
土砂災害	B小学校 (そこまで逃げられない場合は Dマンション)	大雨警報	土砂災害警戒情報
津波	D山 (そこまで逃げられない場合は Dタワー)	地震に関する情報	大津波警報 津波警報

※イメージ



頻繁に目にする場所に！

特に重要な情報は
常に身に付ける！



1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○河川管理者や自治体・地域住民が参加した水害リスクの高い箇所の共同点検 など

自治体・地域住民との共同点検を実施



平成27年11月20日(金):黒部市、入善町、朝日町と地域住民との共同点検
(入善町福島)

1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○水害時に住民の避難を促し、被災者を無くすことを目指して、富山県内の直轄河川流域の市町村長との意見交換会(トップセミナー)を開催し、危機意識を共有すると共に、破堤前に水平避難を行う必要がある家屋倒壊危険区域への対応など、的確な避難行動を促すための対応等について意見交換

■日時 平成27年11月4日(水) トップセミナー 15:00~15:30
意見交換 15:30~17:15

■会場 富山第一ホテル(3階 天平の間)

■議事 ○トップセミナー
・市町村長を支援する緊急行動について 講師:富山河川国道事務所長

○意見交換
富山市長、黒部市長、朝日町長、入善副町長、上市町長、高岡市長、射水市長、小矢部市長、ほか
水管理・国土保全局河川環境課長、北陸地方整備局長、北陸地方整備局河川部長、富山河川国道事務所長、黒部河川事務所長、立山砂防事務所長、富山県河川課長 ほか



北陸地方整備局河川部長 挨拶



国土交通省



関係市町村



開催状況

2. 水防活動等の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○各市町の消防、県・市・国職員等を対象に水防技術を伝承し、指導者を育成すべく、水防工法研修会を実施(平成27年度は6月7日(日)に実施)



「縄の結び方」



「月輪工」



「川倉工」



「木流し工」



「積土のう工」



「立てかご工」

2. 水防活動等の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○河川管理者や水防団・自治体職員との水防資機材の確認、水閘門の手動訓練や企業における自衛策 など

水防団・自治体職員との水防資機材の確認



平成27年6月11日(木):水防団と自治体との水防資機材の確認
(荻生堤水防資材庫)

企業における自衛策の取組



- ・企業や工場等には、浸水させないように、予め大型土のうを積んだり、遮水壁等を備える。
- ・或いは、浸水しても早期復旧ができるように電源や機械設備等の嵩上やコーティング等の耐水化を行うことも考えられる。

水閘門操作訓練



平成27年6月1日(月):水閘門の操作(電気・手動)訓練を実施
(赤田排水樋管)

2. 水防活動等の取組

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は平成25年6月の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)(※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり</u> 、構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合</u> 、構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合</u> 、構成員の市町村長への報告

注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

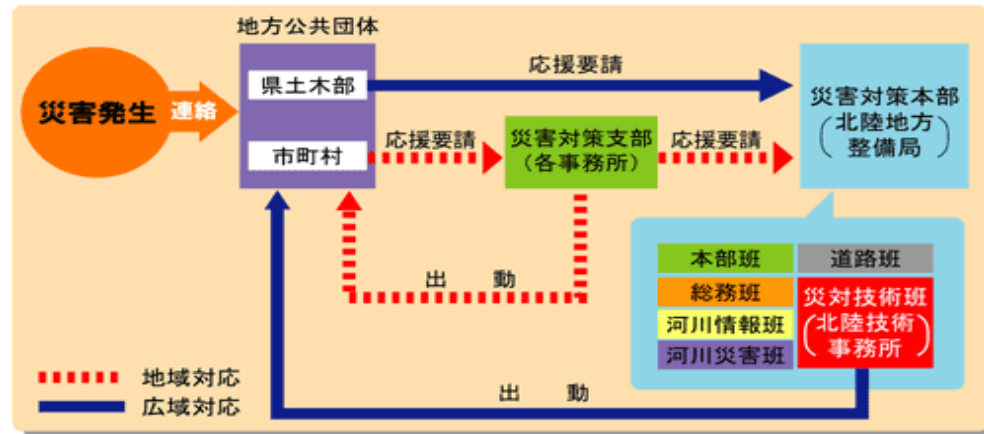
注：なお、事業所等で実施されるこれらの取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。

3. 排水活動の取組

○排水支援や自治体職員とのリアリティある排水訓練の実施 など

地方公共団体への支援活動

地方公共団体からの要請があった場合にも災害対策機械等を出動し、地方公共団体と協力して災害の対応を行います。



地域対応とは：

各事務所が管理する河川や道路及びその周辺地域の災害に即対応します。

広域対応とは：

大規模な災害が、同時に複数の箇所が発生する災害に対して、広域的に対応します。



・排水ポンプ車により排水を迅速に行う。

ポンプ車による排水
(参考：神通川水系井田川)

自治体職員とのリアリティのある排水訓練を実施



自治体職員との排水訓練や夜間訓練の様子